

平成25年1月4日

各 位

宮崎県南部信用組合

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について

周知のとおり、中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限が到来いたします。当組合では、中小企業金融円滑化法期限到来後も、従来と変わらず下記のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様からの貸付条件の変更等のお申出に対しては、これまでと同様、真摯な対応を心がける等、従来からの対応に変更はございません。
 2. 当組合は、お客様の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めて参ります。
 3. 当組合は、お客様からの融資に関するご相談や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱える問題・課題を十分把握した上で、その解決に向けて努力して参ります。
 4. 当組合は、コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれのお客様の問題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援して参ります。
- お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談は、各営業店の融資担当窓口をご利用下さい。